

令和7年1月20日

大阪府教育委員会会議録

1 会議開催の日時

令和7年1月20日(月) 午後2時00分 開会
午後3時20分 閉会

2 会議の場所

委員会議室(府庁別館6階)

3 会議に出席した者

教育長	水野達朗
委員	中井孝典
委員	井上貴弘
委員	尾崎えり子
委員	竹内理
委員	森口久子
教育監	大久保宣明
理事兼教育次長	東口勝宏
教育センター所長	酒井智
教育総務企画課長	平田誠和
教育振興室長	仲谷元伸
高校改革課長	建元真治
高等学校課長	林田照男
支援教育課長	御手洗英樹
理事兼市町村教育室長	榎田千佳
小中学校課長	芳野和宏
教職員室長	金森充宏
教職員人事課長	岸野行男

4 会議に付した案件等

- ◎議題1 大阪府立高等学校入学者選抜改善方針について
- ◎議題2 公立小・中学校の学級編制基準の改正について
- ◎議題3 令和7年度 公立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校
教職員定数の配分方針について
- ◎報告事項1 令和6年度文部科学大臣優秀教職員表彰について
- ◎報告事項2 府立羽曳野支援学校 大阪急性期・総合医療センター分教室について
- ◎報告事項3 令和6年度第2学期（令和6年9月1日以降12月31日まで）における
教職員の懲戒処分の状況について

5 定足数確認

（事務局）

それでは、定刻になりましたので1月の委員会会議を開催いたします。本日も **YouTube** 配信を行っておりますので、ご発言の際はマイクを通してお願いいたします。それでは、教育長、お願いいたします。

（教育長）

それでは、開会にあたりまして定足数を確認します。事務局いかがでしょうか。

（事務局）

はい。本日は教育長および委員の計6名のうち6名が出席しており、会議は成立しております。

（教育長）

それでは、定足数を満たしているため、ただいまから会議を開きます。

6 議事等の要旨

(1)会議録署名委員の指定

中井委員を指定した。

(2)12月23日の会議録について

全員異議なく承認した。

(3)議題の審議等

◎議題1 大阪府立高等学校入学者選抜改善方針について

【議題の趣旨説明（高校改革課長）】

令和10年度以降の大阪府立高等学校入学者選抜改善方針について、方針案を定め、様々な意見を踏まえながら詳細の検討を進めるものである。

【質疑応答】

(教育長)

ただいまの説明について、ご質問ご意見あわせて伺います。挙手をお願いします。竹内委員。

(竹内委員)

ご説明ありがとうございます。一つは、アドミッションポリシー枠の設定に伴いまして、アドミッションポリシーをよほど明確に表していなければ、皆同じようなものになって、特色が出ない可能性が非常に強いので、この部分については、具体例等も含め、できるだけ慎重に、そして大量の情報を提供し、スムーズに学校が対応できるようにしていただければありがたいと思います。

もう一つは、外部試験の読替え率についてです。読替え率については資料1-6に記載がありますが、小学校から外国語活動が入り、全体的に水準が上がってきたので、読替え率を少し控えめにするというご説明だったと理解しております。しかし、IELTSの9.0はかなり高い能力であり、6.0でも十分に海外留学できる段階なので、これだけ読替え率を低くするのは、あまり合理的理由が見当たらないように私は思います。つまり、一番上のレベルについては、到達目標が上がったとしても、あまり読替え率を変える理由にはならないような気がします。読替え率を変えるのであれば、例えば学校教育に与える影響が一定あるので、生徒がスコア取得後も学校の勉強に積極的に取り組めるように考慮する等の合理的な理由、書き方を考えられた方がよいのではないかと思います。これは単なる意見ですが、一度ご検討いただければと思っております。以上です。

(教育長)

2点ご意見ありがとうございました。それでは他の委員の皆様はいかがでしょう。

森口委員。

(森口委員)

質問というよりはお願いなのですが、先ほど竹内委員がおっしゃったように、アドミッションポリシーは、学校側が求める人物像、生徒像です。入学した生徒が、その学校でグラデュエーションポリシーにどの程度近づいていけるのか、学校として生徒をどのようにはばたかせていきたいかということが明確に分かる形のポリシーを明示していただけたら、保護

者にも生徒にも分かりやすいのではないかと思います。

もう 1 点、大阪府立の高校の複数校受験について、どのような例を考えていらっしゃいますか。ご説明いただけたらありがたいです。

(教育長)

事務局いかがでしょうか。高校改革課長。

(高校改革課長)

複数校受験についてですが、先ほどご説明させていただきました通り、基本的には第 1 志望で一定数が埋まっていない学校において、第 2 志望の生徒を受け入れる形で考えております。従来の方法では、一次選抜で仮に不合格になった場合、生徒は基本的には併願の私学に進学することになります。併願の私学が第 2 志望の生徒については、今まで通りでよいと思うのですが、中には、可能であれば、定員が埋まっていない別の府立高校に行きたいという生徒もいるかと思います。その場合は、複数校受験によって別の府立高校を選べるということになり、選択肢としては広がるのではないかと思います。

(教育長)

森口委員。

(森口委員)

よく分かりました、ありがとうございます。

(教育長)

他はいかがでしょうか。それでは中井委員。

(中井委員)

2つあります。1つは、アドミッションポリシーについてです。塾が提出書類の添削指導をしていると聞いたことがあります。これからは、AI がどんどん一般化していくので、それこそ AI に書かせたら、素晴らしい文章が書ける可能性があります。学校も教育委員会も相談していただいて、今のうちから対策を講じておいた方がよいのではないかと思います。2つめは複数校受験についてです。現行の方式との違いについて、詳しく説明をお願いします。

(教育長)

事務局いかがでしょうか。高等学校課長。

(高等学校課長)

現在の二次選抜では、一次選抜で不合格となり、進学先がない生徒について、定員にゆとりがある学校がもう一度募集をかけ、生徒がもう1度出願することになっており、手続きが**2**回あります。複数校受験では、**1**回の出願で、複数校の志願ができる仕組みです。

(中井委員)

一次選抜の出願の際に、第**2**志望も記入するのですか。第**2**志望の学校では定員が埋まってしまう、自動的に希望できないということにならないでしょうか。

(教育長)

高等学校課長。

(高等学校課長)

はい、その通りになる可能性もあります。その際に、第**2**志望の学校を変更するという手続きが途中で必要になるかと考えています。

(中井委員)

ということは、最初に第**2**志望として書いた学校の定員が埋まってしまった場合、他の学校で定員が空いていれば、その中から選んでもう**1**回出願ができるのですか。

(教育長)

高校改革課長。

(高校改革課長)

どのタイミングで出願するかということは、今後また詳細を詰めていくのですが、基本的に、不合格になってからもう**1**回試験を受けるということではなくて、最初の試験の段階で第**2**志望まで申し込み、第**1**志望が不合格になったら、すでに受けた試験の成績で第**2**志望を判定されるという形を今考えています。

(中井委員)

現行の方式では、一次選抜の試験の成績によって、要するに、もう**1**回試験を受け直すことなく二次選抜の判定がされていると私は理解しているのですが、違いますか。

(高等学校課長)

現在の二次選抜は、調査書は利用しますが、一次選抜の試験結果は利用しておりません。

(中井委員)

わかりました、私の認識と違っている部分があり、発言いたしました。私が現職の教員であった頃は、同じような方式だったと記憶しています。制度をリニューアルして作り直すようなイメージなのかと思うのですが、その理解でよろしいですか。

(教育長)

教育振興室長。

(教育振興室長)

詳細はこれから話していこうと考えているのですが、先ほど高校改革課長が申し上げた通り、第 1 志望が公立で第 2 志望も公立という方がいらっしゃったとき、その希望を実現していくということを考えています。

現行の二次選抜については、一次選抜が終わってから、公立も私学も行くところがない生徒に限って受験可能となっており、併願先の私学に受かった生徒は、公立に行きたい場合、私学を辞退しなければならないということがあります。我々としては、第 2 志望でも公立に行きたいと思っておられる方に、道を開いていきたいと思っております。委員がおっしゃったように、定員に達している学校は第 2 志望では申し込めませんので、そこをどうしていくかは今後検討していきたいと思っておりますが、1 回のテストで、行きたいもう 1 つの公立高校に入れる道を開いていきたいと考えます。

(中井委員)

公立の第 2 志望の定員が埋まってしまった場合の対応を検討していただいて、詳細なご説明をお願いしたいと思います。浪人しなければならない可能性もあり、可哀想過ぎると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(教育長)

はい。ご意見ありがとうございます。それでは他の委員の皆様いかがでしょうか。尾崎委員、お願いします。

(尾崎委員)

私も、中学校で探究学習や総合学習の授業を作っておりますが、生徒の中には先生よりも深く教科の内容に取り組んでいたり、どこにも分類されてないものに取り組んでいたり、地域活動をもつとごく積極的にしたりしている生徒もいるのですが、これを学校の先生もどう評価していいかわからないという場面も多々あると思っております。塾に行ける生徒はよいとは思いますが、塾に行けない生徒たちが、自分たちの強み、個性を生かしてしっかりとアドミッションポリシーの枠に、自分を PR していくために、やはり大阪府の中学校の先生たちの意識改革や、受験の体制について伝えていくことも併せて必要なのではないかと思

っております。今後に向けて運用されていく際に、ぜひ中高連携の中で取り組んでいただきたいと思います。以上です。

(教育長)

はい、ご意見ありがとうございました。それでは井上委員お願いします。

(井上委員)

意見としては、私は英語教育の専門家ではなく、子どもが**3**人いて、**2**人が高校生と中学生なのですが **TOEFL iBT** と、実用英語技能検定の一番上の基準に当てはまる生徒は相当英語力が高いのではないかと思います。読替え率を下げるという部分について、丁寧な説明が必要ではないかと思ったところです。

質問は、1つめが、入学者選抜制度改善の基本的な理念にある、「新たな基本的な理念」の「生徒の個性を輝かせ、可能性を引き出し、充実した高校生がつながる選抜であること」を実現するために、アドミッションポリシー枠を設定、拡充するということが主な政策だと理解してよろしいでしょうか。

(高校改革課長)

その通りです。高校改革、中身を変えていくのと合わせて、選抜もそれに合わせて変えていくというのが目的になっております。

(井上委員)

わかりました、ありがとうございます。2つめの質問が、アドミッションポリシー枠の上限を**50%**まで引き上げることについてです。これから議論していくことだと思うのですが、割合が高い方が理念を実現していくことができ、望ましいという基本的な考えが根底にあるという理解でよろしいですか。

(教育長)

高等学校課長。

(高等学校課長)

はい、その通りです。

(井上委員)

ありがとうございます。前回、入試制度を変更したとき、私も教育委員をしており、教育委員の方々や事務局の方々と議論させていただきました。そのときは、アドミッションポリシーは、日本では大学入試でもあまり導入をされておらず、慶応義塾大学が総合政策学部と環

境情報学部で実施してから歴史の浅い入試制度でした。ただ、アメリカの大学では、アドミッションオフィスには生徒を見極める力があるということが前提になっていると議論をしていました。

当時議論していたときも、アドミッションポリシー枠はもっと多くてもよいのではないかという話をしたのですが、高校側の先生方にはノウハウや知見がまだ獲得できていないので、一定の割合を定め、将来的には拡充をしていきたいと思いますという議論がなされたものと私は記憶しています。今回は「50%」と上限が拡充され、そちらが望ましいという方向に行くというのは、世の中の流れにも沿っておりますし、まさに、理念にも掲げられているとおり、点数だけで見られない生徒の個性等を見ていきたいと思いますということかと思っています。

ただ、その前提には、先生方、学校にアドミッションポリシーがしっかり設定できて、かつ、それに従って、テストの点数だけではなく、生徒の力を見極める力が既に備わっていることを府民の皆さんに告知しなければならないと思います。

今までのように点数で判断することについて、私は悪い面ばかりではなく、フェアだと思う面もあります。ただ、それでは見極められない力があるので、点数だけでは見られないことを、生徒のプレゼンテーションや提出書類等、今までの活動の記録を見極めて決めていく方式もとても良いと思っています。だからこそ、アドミッションポリシー枠を拡充し、生徒を育てていくのだということをしっかり伝えていくべきではないかと思っています。アドミッションポリシー枠の上限が50%になっていくにあたり、高校側、先生方にも、生徒を見極める力が育ったということを、しっかりと伝えていく必要があると思っています。

もう1点、さきほどの中井委員の話もあるように、塾に行ける等、生徒の経験の差についてです。非常に大きな経験の格差というのは、塾で添削してもらうことだけではなく、小学校・中学校以前の、幼稚園等の段階から、色々な体験をできるかどうかは、経済的な格差が関わっているということは、よく課題になっています。全て解消することは難しいと思うのですが、やはり、子どもたちが小学校・中学校で、もちろん差は出ると思うのですが、色々な経験をできるような形の政策を打ってほしいと思います。

アメリカでは、ハーバード大学に行きたい場合、いわゆるボーディングスクールという非常に高額な学費を取る全寮制の中高一貫校に通っている生徒は、ボランティアを経験するために、ボランティアのセミナーといいますか、ボランティアの旅行に行き、お金を出してボランティアの経験を積み、その経験を出願書類に書く人たちもいます。私は、やはり、自発的にやるのがボランティアなのではないかと思うのです。書類を作るために、経済的な余裕のある人たちが行くことを決して否定するものではないのですが、やはり経済的に恵まれない人たちとの差が出てきます。逆に言うと、自発的にやったこと、親から言われてやったこと等を見極めるくらいの力が、判定する方にも問われるのではないかと思います。難しい話を言っていることは自覚していますが、やはり、ある意味、テストの点数ではないものによって判断を行い、みんなにある程度納得してもらうことは、アドミッションポリシー枠に必要だと思います。丁寧な説明と、議論を徹底してやっていかないといけないと思います。

やはり、ある程度煮詰まってきたら、かなりオープンな場での議論を行い、議論の過程も府民の皆さまに見せていくことが、アドミッションポリシーの拡充には必要かと思っています。以上です。

(教育長)

ご意見ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょう。竹内委員。

(竹内委員)

一つ追加なのですが、先ほど井上委員がおっしゃったこととも関連するのですが、点数の開示はどのように行われるのか心配です。現在はどのように実施されているのかお聞かせ頂けますか。また、アドミッションポリシーの試験を行った場合、本人の自己評価と結果が違っていたという食い違いが出てくる可能性が高くなってきますので、どのように評価し、その評価ではどのような基準を採用したのか、そしてその基準に沿って自分は何点を取れたか等を開示していかないと、透明性が担保されません。透明性が出てこない、アドミッションポリシーの受験に対する信用が低くなる可能性が考えられます。これから検討されることだと思いますが、方針について教えていただければと思います。

(教育長)

高等学校課長。

(高等学校課長)

おっしゃる通り、開示については極めて重要なポイントになると思っております。現段階でも、得点の開示及び答案の開示は行っております。これに適する形で、引き続きどのような形で示していくのかということは、必ず考えていきたいと思っております。

一方で、もう一つおっしゃっていただいた基準についてです。基準は、後で見せるものではなくて、先に見せることが基本的な考え方だと思いますので、この基準をどう示すのか、分かりやすく示すのかということも、併せて今後の大きな課題とさせていただきたいと思っております。

(教育長)

他の委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見も尽きたようですので、採決をいたします。議題1について原案通り賛成の場合は、挙手をお願いします。それでは、賛成多数でありますので、原案通り決定いたします。

【採決の結果】 賛成多数により、原案どおり決定した。

(賛成者：教育長、中井委員、井上委員、尾崎委員、竹内委員、森口委員)

◎議題2 公立小・中学校の学級編制基準の改正について

【議題の趣旨説明（小中学校課長）】 標記について、決定する件である。

【質疑応答】

（教育長）

ただいまの説明について、ご質問ご意見をあわせてお伺いします。挙手をお願いします。よろしいでしょうか。それでは採決に移ります。議題について原案通り賛成の場合は、挙手をお願いします。それでは、賛成多数でありますので原案通り決定をいたします。

【採決の結果】 賛成多数により、原案どおり決定した。

（賛成者：教育長、中井委員、井上委員、尾崎委員、竹内委員、森口委員）

◎議題3 令和7年度 公立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校
教職員定数の配分方針について

【議題の趣旨説明（教職員人事長）】 標記について、決定する件である。

【質疑応答】

（教育長）

ただいまの説明について、ご質問ご意見あわせてお伺いをいたします。挙手をお願いします。中井委員。

（中井委員）

定数そのものについて申し上げるものではありませんが、例年のことですが、予算がない中でご苦労されて、本当に頭が下がる思いですが、学校の実情に応じて、加配、非常勤講師の措置等、お願いします。本当に職員が足りないところもいっぱいあります。カウンセラーが配置されても予定が詰まっていて予約さえなかなか取れないという学校もありますので、学校の状況を聞いていただき、よろしく願いいたします。以上です。

（教育長）

ご意見ありがとうございます。他の委員の皆様、いかがでしょうか。森口委員。

（森口委員）

私の方からは、教員そのものの定数について意見をすることはいいのですが、ここ何年も、

学校現場での教職員の不足が非常に大きな問題になっております。教員以外の支援員というものが人数配分の中に入っていないと思っておりますが、そのあたりについて 1 点ご質問と、それから、もしも教員が現場に来られなくなった場合、補充はどのあたりからされるのか、少し教えていただけたらありがたいです。よろしくお願いいたします。

(教育長)

ただいまの森口委員からのご質問にあった件について、いかがでしょうか。教職員人事課長。

(教職員人事課)

議題 3 でご説明させていただいた内容は、教員の定数であり、教員以外、例えば外部人材のスクールカウンセラーや SSW の配置は、この外にあります。さきほど森口委員がおっしゃられたように、別事業という形で置いております。定数の範囲内というのは、やはり本来は教諭を配置するという考え方を基本としておりますが、現実的には、教員の年齢構成、児童生徒数の今後の推移等、様々なことを考えて採用をしておりますので、全員が教諭で定数を充足できているかという、現状では、一部講師の先生が入っているところです。

年度初めは教諭と講師の先生とで何とかスタートしておりますが、仮に教諭の先生がご病気や産休育休等、様々な事情で学校をお休みになる場合、基本は講師の先生で対応していくという考えになっております。ただ、委員がおっしゃるような、なり手不足といいますか、人材確保になかなか難しいところがございます、全てが措置できてないというのが現状になっております。

(森口委員)

ご説明ありがとうございました。なかなか難しい問題だろうとは思いますが、これからもよろしくお願いいたします。

(教育長)

他の委員の皆様いかがでしょうか。井上委員。

(井上委員)

資料 3-3 にある栄養教諭についてです。養護教員や事務職員の方々は、学級数が一定程度増えると、1 名配置することになっていますが、栄養教諭や学校栄養職員は、1500 人で 1 人、1500 人から 6000 人では 2 人、6000 人以上だと 3 人となっています。栄養教諭や学校栄養職員のお仕事の内容は分からないのですが、例えば、1500 人に対しては 1 人で担当し、1501 人に対しては 2 人配置されるので 1 人あたり 750 人分を担当し、6000 人に対しては 2 人配置されるので 1 人で 3000 人分を担当し、6001 人に対しては 3 人配置されるので 1 人あたり 2000 人分を担当する等、数にばらつきがあるのですが、こういった配置で仕事に

差し障りはないものなのか教えていただけますか。

(教育長)

教職員人事課長。

(教職員人事課長)

はい、標準法上に基づく算定基準があり、それに基づいて措置するのですが、やはり学校の色々な状況等は確認した上で対応しております。生徒さんの様々な状況もあろうかと思えますので、そのあたりは学校の状況をしっかり聞いた上で配置していきたいと考えています。

(井上委員)

標準法というのは、これは法律で定められているのですか。

(教育長)

教職員人事課長。

(教職員人事課長)

公立義務教育諸学校の各編成および教員定数の標準に関する法律で定められております。

(井上委員)

法律でその定めている中で、**1500**人分作る調理場の担当者は**1**人で、**1510**人分作る場合は担当者**1**人あたり**750**人分となりますが、仕事に支障は出ないのですか。

(教育長)

教職員人事課長。

(教職員人事課長)

栄養教諭は、献立やアレルギー等を見る先生です。調理場の方は、業務委託デリバリー等をお願いしています。栄養教諭は、献立や栄養バランス等の計画を立てる仕事とイメージしていただければと思います。

(井上委員)

すみません、私が一番言いたかったことは、人数が段階的になっていないが、問題は出ていないかということです。

(教職員人事課長)

アレルギーの生徒さんがたくさんおられる等、学校によって事情があれば、相談に応じて措置していきます。この通りというわけではなく、基準で支障が出るようであれば、それに応じて対応してまいります。

(井上委員)

この基準でどうやって対応できるのですか。

(教育長)

教職員室長。

(教職員室長)

法律では、今ご指摘いただいたように、**1500**人以下でしたら**1**人、**1501**人以上でしたら**2**人という状況になっています。ただ、栄養教諭の仕事は、献立・メニューを作ることに加え、食育、食の指導等も仕事になっております。

資料**3-3**の**4(3)**の食育の指導という、別の加配のメニューをもう一つ設けております。子どもたちに対する食の指導等の観点を合わせまして、基本定数の**1500**人以上、**1500**人以下ということに加え、**4(3)**の加配等により対応しているという状況です。

(井上委員)

わかりました。普通に見ると、段階になっていなくて不思議だと思い、また、食は非常に大事だなと思うので発言しました。例えば、もしも法律がおかしいのであれば、文科省に対して意見を伝えてもよいのではないかというくらい大事だと思ったので、指摘させていただいたとご理解いただければと思います。

(教育長)

他の委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは採決に移ります。議題**3**について原案通り賛成の場合は挙手をお願いします。賛成多数でありますので、原案通り決定をいたします。

【採決の結果】賛成多数により、原案どおり決定した。

(賛成者：教育長、中井委員、井上委員、尾崎委員、竹内委員、森口委員)

◎報告事項1 令和6年度文部科学大臣優秀教職員表彰について

【議題の趣旨説明（教育総務企画課長）】

文部科学省が発表した令和6年度文部科学大臣優秀教職員表彰について、大阪府が推薦した公立学校の被表彰者及び被表彰教職員組織について、報告する件である。

【質疑応答】

（教育長）

ただいまの説明についてご意見ご質問等あわせてお伺いをいたします。いかがでしょうか。井上委員。

（井上委員）

以前も伺ったかもしれないのですが、表彰された人は人事評価に反映されるのですか。

（教育長）

教職員人事課長。

（教職員人事課長）

人事につきましては、人事方針というか、取扱いに基づき、適材適所でやっておりますので、学校の事情や本人の能力等を、全て勘案して総合的に人事配置しております。

（井上委員）

先生方も、1年に1回いわゆる人事評価をするのですが、その中で、表彰されると加点される等のことはあるのですか。

（教育長）

教職員室長。

（教職員室長）

直接連動しているということではありませんが、当然ですが、よくやっている教員がこの表彰の対象になってきますので、結果的におっしゃるようなことになっているかと思います。

（井上委員）

わかりました、ありがとうございます。表彰を受けた人は、長期的に見れば人事配置でも考えられているということは理解できました。ただ、やはり、せっかく表彰されたのであれば、何かもう少しモチベーションが上がるような仕組みをぜひ考えていただきたいと思っています。

るところです。以上です。

(教育長)

ご意見ありがとうございました。他の委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件については終了いたします。

◎報告事項2 府立羽曳野支援学校 大阪急性期・総合医療センター分教室について

【議題の趣旨説明（支援教育課長）】

標記について、報告する件である。

【質疑応答】

ただいまの説明についてご質問ご意見あわせてお伺いをします。いかがでしょうか。森口委員。

【森口委員】

ご説明ありがとうございました。羽曳野支援学校急性期医療センターは、急性期の患者さんの多いところですが、分教室利用児童生徒数を見ますと、令和5年で、小学部は11月・12月・1月と1名ずつ、同じ人が3ヶ月通算で入院しているのですか。個人情報のことがあるので、特定できないようにご説明いただいたらよいのですが、令和6年に小学校で5月から1人、6月、7月に2名ずつ利用されています。1人の人が利用されているとなると、3ヶ月になるわけですが、何か月までが短期と考えていますか。

もう1点は、分教室を閉めて、ここが必要になったときには派遣するという方向性のようですが、教員の人材不足が続き、急な欠員への対応が非常に難しい中で、ここが必要になったときに適切な人材が出てくるのかということが心配でしたので、ご報告いただければありがたいです。お願いいたします。

(教育長)

支援教育課長。

(支援教育課長)

ご質問ありがとうございます。1点目の短期につきましては、今、個々の状況を把握していませんので正確なことは申し上げられませんが、例えば令和5年の11月・12月・1月は1名ずつですが、おそらく月ごとで違う生徒になっています。例えば月末から月初にかけて入院している場合は、それぞれ1名とカウントしますので、場合によっては同じ人が2ヶ月の場合もありますし、2人ともまた違う生徒の可能性もございます。

2点目の、分教室を閉めた場合につきましては、訪問教育は分教室のない他の病院からも依

頼があれば訪問を行っているので、十分対応のノウハウもありますし、人材を確保していますので、十分対応できると考えております。以上です。

(森口委員)

ありがとうございます。

(教育長)

他はいかがでしょうか。井上委員。

(井上委員)

この制度を私の子どもが利用したことがあります。子どもが別の病院に1ヶ月ぐらい入院したのですが、担任の先生は全くお見舞いにも来てくれなかったことを記憶しています。親も本人も不安になっていたときに、この制度でサポートしていただいたことが記憶にあります。小学校に入って1年だったと思うのですが、非常に不安だったところを、来ていただいた先生がサポートをしてくれました。もちろん、そのときは子どもは外科手術をしたので、ずっと寝ている状態だったのですが、元気づけられたということと、我々両親も初めての子どもが1年生で入院して不安になっていたのですが、学校と繋がりを持って、色んなことを先生が進めてくれたことに、非常にありがたい制度と感じたこと、本当に夫婦で感動したことを覚えています。学習保障という側面もあると思いますが、学校との繋がりを持ち続けることはとても大事だと思っていますので、こういった制度をぜひ続けていっていただきたいと思います。感想です。以上です。

(教育長)

ありがとうございます。他の委員の皆様よろしいでしょうか。それではこの件については終了いたします。

◎報告事項3 令和6年度第2学期（令和6年9月1日以降同年12月31日まで）
における教職員の懲戒処分の状況について

【議題の趣旨説明（教職員人事課長）】

教育長が専決した標記状況について、報告する件である。

【質疑応答】

それでは委員の皆様ご意見いかがでしょうか。井上委員。

【井上委員】

懲戒処分の数は、他の都道府県と比較して比率が多いか少ないか分かりますか。

(教育長)

教職員人事課長。

(教職員人事課長)

全国的に見ると、特にわいせつ等は大阪府の方が高くなっている状況です。

(井上委員)

大阪府は教職員の方が非常にたくさんいる中で、比率で見るとかなり大まかなデータになると思うのですが、民間企業では、例えば不正な会計や横領等の発生率が高い企業は、待遇に不満を持つ社員が多いということや、わいせつ等はストレスに起因する部分があることから職場環境の改善に向けた対策をしています。ストレスに起因するものが多いのであれば、府教委でも同様の対策はなされていくべきかと思います。また、他府県における有効な施策について情報は共有されていますか。何かあれば教えてください。

(教育長)

教職員人事課長。

(教職員人事課長)

懲戒処分状況については、全国調査があります。大阪府では、わいせつ行為等が全国の中でも高い方であるとお話させていただきましたが、全体の懲戒処分の割合だけで見ると、大阪府は全国平均よりは少し低くなっています。

その中で、わいせつだけなぜ割合が高いのか、何が原因かというところまでの共有はできておりませんが、我々が処分について事実確認する中で、動機が「まずはこれぐらいだったらいい」「ばれなければよかった」等、初めは軽いタッチのそういう発言が多いです。やはり、そもそも教員としての職責の重さや高い倫理感等を1人1人にしっかり訴えていくといいですか、届くようなメッセージを出していきたいと考えております。

(井上委員)

わかりました。ありがとうございます。

(教育長)

他の委員の皆様いかがでしょうか。森口委員。

(森口委員)

府教委の取組みについて読ませていただいて、毎月このように直近の事例を出して、注意喚起をされていることは、とても良いことだと思います。メッセージ類は、できるだけ様々な形で、バージョンを変えて、いつも注意して見ていると伝わる発信の仕方をしていただけたらと思います。

井上委員がおっしゃっていたストレスに関しては、大阪府下の学校全てにストレスチェックが入っておりますし、私たち産業医がそれを見させていただいています。事例があれば、産業医にもある程度報告はされ、共有されていると思いますので、今後ともどうぞ連携をとっていただくようによろしくお願いいたします。

(教育長)

ご意見ありがとうございます。他はいかがでしょうか。それではご質問及びご意見も尽きたようですので、この件については終了いたします。

7 次回の教育委員会会議の予定について

(教育長)

それでは、本日の議事は以上となります。次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

(事務局)

はい、次回会議は2月**14**日、金曜日、**14**時からの予定です。

(教育長)

はい、それでは本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

以上